国民健康保険税の改正

軽減世帯を拡大・賦課限度額を改定

固税務課 ☎(50)1242

地方税法・地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の税制 を次のとおり改定しました。7月に発送する今年度の納税通知書から変 わります。

均等割額・平等割額の軽減世帯の拡大

所得の低い世帯に対する均等割額(一人ごとに負担をお願いする分)・平 等割額(世帯ごとに負担をお願いする分)の軽減対象となる所得基準額を 次のとおり改定し、国民健康保険税が軽減される対象世帯を拡大します。

軽減対象となる所得基準額

	現行	改正後
2割軽減	33万円+45万円 ×被保険者数	33万円+47万円 ×被保険者数
5割軽減	33万円+24.5万円 ×被保険者数	33万円+26万円 ×被保険者数

賦課限度額の改定

	現行	改正後
基礎分	51万円	52万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介護分	14万円	16万円

※介護分は、40歳から65歳未満の加入者が賦課対象

国民健康保険税の

锐通知

閰税務課 **23** (50) 1242

7月中旬に、国民健康保険税の内訳などを記載した納税通知書(現金 納付、口座振替の世帯)または税額決定通知書(年金から天引きされる 世帯)を世帯主宛てに送付します。

国民健康保険税は、原則として7月から翌年2月までの8回に分けて 納めていただきます。

なお、次のすべてに該当する場合は、国民健康保険税が年金から天 引きとなり、個別に納める必要はありません(口座振替による選択納 付の手続きをした場合を除きます)。

○65~74歳の加入者のみで構成されている世帯

を実施しています。生活を対象とした健康診査高齢者医療制度加入者

個別健診(市内実施医療ターなどで受診)または

○世帯主の年金年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の 合算額が、年金額の2分の1を超えない世帯

保険加入者および後期35歳以上の国民健康

ください

受診方法

集団健診(保健

セ

ン

健 康診査を受け

ま

ょ

圕 市民課

外来診療の場合には、高額療 場合に減額される認定証を交 提示すれば限度額を超える分 必要がありますが、認定証を 養費として払い戻しを受ける 付しています。入院や高額な 払う一部負担金が高額になる 医療制度では、医療機関に支 当する人は市役所、各支所の 70歳以上の非課税世帯で、該 険税を完納している、または 新規で交付を受けるには 70歳未満の人で国民健康保

医療費の窓口負担が軽減されます

国民健康保険や後期高齢者

額適用・減額認定証は、

7 月

固市民課

長期入院をしている場合は、

◇過去12カ月に90日を超える

入院日数を確認できる領収証

齢者医療保険の保険証

◇国民健康保険または後期高

31日金で有効期限が切れま

◇限度額適用·減額認定証

更新の時期が来ました 窓口で申請してください。

を支払う必要がなくなります。

すでに交付されている限度

要です。 す。 は8月31日
月までに申請が必 ただし、 引き続き認定を受けるに

た認定証を保険証に同封しま 交付されている人を継続審査 度では、現在有効な認定証が し、認定された場合、更新し 後期高齢者医療制

> 簡易書留で郵送します 保険証」の更新

医療保険の保険証が、8月1

在お持ちの人) 国民健康保険・後期高齢者

> 担当窓口へ返却してくださ 庁または支所の国民健康保険 報に注意して破棄するか、本 **有効期限の過ぎた保険証**

効期限が過ぎてから、個人情 送します。 現在お持ちの保険証は、有

◇印鑑

は、負担割合が記載された高 齢受給者証一体型保険証を郵 齢者医療制度加入) までの人 **原齡受給者証一体型保険証** 70歳から75歳到達(後期高

容を確認してください。 から簡易書留で郵送します。 お手元に届きましたら記載内

新しい保険証は、7月上旬

必要なもの

新規・更新の手続きで

日に更新されます。

すので、申請は不要です。

自分のからだとの 上手なつきあい方③

喫煙による身体への負担を知っていますか?

固市民課 **5** (50) 1228

喫煙は、血管を収縮させるため血圧が上昇し、動脈硬化も進行しやすくなり、 また、咽頭がん、肺がんなどの要因になります。1日20本以上の喫煙が血管に 与えるダメージは、40kgの体重増に匹敵します。

禁煙は、いつ始めても遅くありません。禁煙に取り組むと、20分で血圧は 正常値近くまで下がり、8時間で血液中の一酸化炭素レベルが正常域まで戻り、 運動能力が改善します。24時間で心臓発作を発症する確率が下がり、5年で肺 がんを発症する確率が半分に減ります。

吸いたい気持ちは長く続いても、3分から5分。深呼吸したり、お茶を飲ん だり、対処法を用意してみてください。なかなかやめられない人は禁煙指導が 受けられる禁煙外来を利用してみてはいかがですか。

> 広報かとり 平成27年7月1日

する場合は、市民課へ連絡

ください)

保険・後期高齢者医療制度

4月2日以降に国民健康

|持参するもの 保険証、受診票、

!加入した人で受診を希望

別健診は予約時に確認して

尿(個

しましょう。

習慣病を早期に発見し予防

機関に予約して受診)